

2 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について

通商産業省

平成12・06・30立局第1号
平成12年7月4日

各通商産業局長
沖縄開発庁沖縄総合事務局長
各都道府県知事
社団法人全国火薬類保安協会会長
社団法人日本火薬火薬銃砲商組合連合会会長

殿

通商産業省環境立地局長

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について

上記の件について、火薬類取締法（以下「法」という。）第15条第2項第2号に基づく認定完成検査実施者及び法第35条第1項第2号に基づく認定保安検査実施者について、法関係政省令に定めるほか、下記のとおり定めたので参考までに通知します。

また、貴管内関係事業所に対する周知をお願いします。

記

1. 自主検査の対象

(1) 認定完成検査実施者（製造施設の場合に限る。）

認定完成検査実施者が実施できる完成検査の対象は、火薬類取締法施行規則第44条の6第2項に定めるもののうち、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- ① 製造施設のスクラップアンドビルトの工事以外の工事
- ② 製造プロセスの変更をもたらさない設備の増設、変更等の工事
- ③ 製造設備（機械設備に限る。）の製造能力が20%以上の増加を伴う工事以外の工事

(2) 認定保安検査実施者（製造施設の場合に限る。）

認定保安検査実施者が実施できる保安検査の対象は、火薬類取締法施行規則第44条の8第3項に定めるもののうち、製造能力の20%以上の増加を伴う工事が行われた製造設備以外とする。

2. 認定申請者の欠格事由

(1) 法第45条の3の6第1号及び第2号に関して、「技術上の基準に適合していると認められた日」とは、法第15条に基づき製造施設又は火薬庫について、完成検査証の交付を受けた日とする。

(2) 法第45条の3の6第3号及び第4号に関して、「火薬類による災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

イ 負傷の程度に応じて次の表aからdまでに定める被害以上的人的被害が発生したもの

	死者	重傷者	負傷者
a	1名	0名	0名
b	0名	2名	0名
c	0名	1名	3名
d	0名	0名	6名

※ 重傷者は全治1月以上の負傷者をいう。

ロ 直接損害額が1億円以上発生したもの

ハ 次のいずれかに該当し、社会的影響が大きいと認められるもの

- a 住民避難勧告を伴つたもの
- b 第1種保安物件、第2種保安物件又は第3種保安物件に物的被害を及ぼしたもの
- c 著しい環境破壊を及ぼしたもの

3. 認定の申請手続き

認定の申請に係る手続きについては、以下に従うものとする。

- (1) 認定完成検査実施者の認定申請者は、申請書（添付書類を含む。以下同じ。）1通を認定に係る製造所又は火薬庫の所在地の通商産業局長を経由して通商産業大臣に提出するものとする。
- (2) 認定保安検査実施者の認定申請者は、申請書1通を認定に係る製造所又は火薬庫の所在地の通商産業局長を経由して通商産業大臣に提出するものとする。
- (3) (1)又は(2)の申請書には、別に定める政令により定める申請手数料相当額の収入印紙を貼付しなければならない。
- (4) 通商産業局長は、上記(1)及び(2)の申請書を通商産業大臣に送付するものとする。
- (5) 認定申請者は、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を同時に申請することができる。この場合、重複する添付書類については認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に係るどちらか一方の申請書に添付すれば足りる。

4. 検査

(1) 法第45条の3の3第2項及び法第45条の3の5第2項に規定する検査のための組織及び検査の方法に関する通商産業大臣による検査に資するため、通商産業省内に学識経験者等を構成員とする委員会を設置する。

(2) 委員会は、書類審査及び現地審査を行い、その結果を通商産業大臣へ報告するものとする。

(3) 通商産業大臣は、(2)の審査結果を踏まえ、検査を実施し認定の可否の判定を行う。

(4) 通商産業大臣は、認定の可否の結果について、当該製造所又は火薬庫の所在地の通商産業局長及び都道府県知事並びに申請者に通知するものとする。

(5) 検査のための組織に関する検査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- ① 完成検査のための組織に係る検査項目
 - 規則別表5の上欄の各項目について行う。
 - 保安検査のための組織に係る検査項目
 - 規則別表6の上欄の各項目について行う。

(6) 複数の事業所を有し、うち一の事業所について認定を受けた者が、他の事業所について新たに認定の申請を行う場合であって、以下の要件をすべて満たすときには、当該申請に係る通商産業大臣の検査のうち本社組織に係る検査を省略することができる。

 - ① 直近6か月以内に一の事業所について認定を取得しているとき
 - ② ①の認定を取得する際に、本社組織に係る検査を受けているとき
 - ③ ①の認定を取得する際の本社組織について、当該認定取得後変更が行われていなきとき
 - ④ 当該事業者の事業所において、①の認定取得後事故が発生していないとき

5. 認定の範囲

(1) 施設の特定

通商産業大臣が行う認定は、認定完成（保安）検査実施者が自ら検査を行うことができる製造施設又は火薬庫及び検査の方法等を特定して行うものとする。

(2) 施設の追加

- ① 1. から4.までの規定は、規則第44条の12第1項及び第2項の規定により、認定完成（保安）検査実施者が自ら検査を行うことができる製造施設又は火薬庫を追加する場合に準用する。この場合、4. (5)の検査のための組織に係る検査項目について、追加する施設に係る部分に限るものとする。
- ② 添付書類のうち新規又は法第45条の3の7の認定の更新に係る申請（以下、「更新認定」という。）時に提出したものと変更がないものについては省略することができる。
- ③ 追加された施設を自ら検査できる期間は、当該施設の追加に係る認定を受けた日から当該製造所又は火薬庫の認定の有効期間の終了する日までとする。

6. 更新認定

1. から5.までの規定は、更新認定に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

7. 認定の取消し

- 法第45条の3の11第1項第1号又は第2号に該当するものとして、通商産業大臣が

認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 認定を受けている製造所又火薬庫において、次のいずれかの要件に該当する火薬類による災害が発生したとき。
イ 負傷の程度に応じて次の表aからdまでに定める被害以上的人的被害が発生したとき

死 者	重 傷 者	負 傷 者
a 1 名	0 名	0 名
b 0 名	2 名	0 名
c 0 名	1 名	3 名
d 0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は全治1月以上の負傷者をいう。

- ロ 直接損害額が1億円以上発生したとき
ハ 次のいずれかに該当し、社会的影響が大きいと認められたとき

- a 住民避難勧告を伴ったとき
b 第1種保安物件、第2種保安物件又は第3種保安物件に物的被害を及ぼしたとき

c 著しい環境破壊を及ぼしたとき

- (2) 認定を受けている製造所又は火薬庫が、次のいずれかの要件に該当することとなつたとき。

- ① 火薬類によるものでない事故であって下記イ又はロのいずれかの要件に該当するものが発生したとき
イ 負傷の程度に応じて次の表aからhまでに定める被害以上的人的被害が発生したとき

死 者	重 傷 者	負 傷 者
a 2 名	0 名	0 名
b 1 名	2 名	0 名
c 1 名	1 名	3 名
d 0 名	4 名	0 名
e 0 名	3 名	3 名
f 0 名	2 名	6 名
g 0 名	1 名	9 名
h 0 名	0 名	12名

※ 重傷者は全治1月以上の負傷者をいう。

- ロ 次のいずれかに該当し、社会的影響が大きいと認められたとき

- a 住民避難勧告を伴ったとき
b 第1種保安物件又は第2種保安物件に物的被害を及ぼしたとき
c 著しい環境破壊を及ぼしたとき

- ② 火薬類によるものでない事故であって①のイ及びロに掲げる要件のいずれにも該当しない事故が、当該製造所又は火薬庫において1年間に4回発生したとき。ただ

し、火薬類の原料薬品の漏えい等人的被害を伴わない軽微なものであつて、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されたものは、この場合の事故には、該当しないものとする。

- (3) 火薬類による事故であつて上記(1)イからハまでに掲げる要件のいずれにも該当しない事故が、当該製造所又は火薬庫において1年間に2回発生したとき。ただし、少量の火薬類の発火等人的被害を伴わない軽微なものであつて、事故覚知後、迅速に都道府県等に通知されたものは、この場合の事故には、該当しないものとする。

(4) その他

当該製造所又は火薬庫において1年間に②本文に規定する事故2回及び③本文に規定する事故1回が発生したとき。

8. 通商産業局長の報告

通商産業局長は、立入検査等で認定の取り消し事由に相当する事実があると認めた場合には、その旨を通商産業大臣に報告するものとする。

9. その他

(1) 申請書の作成方法

- ① 認定申請書中「申請の種類」の欄は、新規、更新又は追加を申請に係る製造所又は火薬庫ごとに明確に記入すること。
② 申請に係る製造所又は火薬庫名は、通商産業局又は都道府県の製造の許可又は火薬庫の設置許可を受けた製造所又は火薬庫名を記入すること。

(2) その他

- ① 規則別表第5上欄二ロ下欄六中「生産等管理部門に所属している者の50%以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有していること」とは、複数の製造施設を有する製造所にあっては、申請に係る製造施設ごとに当該免状を有している者が50%以上であることを指す。